

## 主たる従事者証明願に伴う書類一覧

書 類		部 数	注 意 事 項
1	生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願	1	申請者及び筆数が多い場合は、別紙も記載してください。 死亡による申請で、分割協議書がない場合は、法定相続人全員の自署または記名押印による申請が必要となります。
2	土地の登記事項証明(全部事項証明書)	1	法務局発行の原本(発行より3ヶ月以内のもの) 登記されている住所と現住所が異なる場合は、4をご参照ください。
3	申請地の公図	1	法務局発行の原本(発行より3ヶ月以内のもの) 申請地を枠線で表示してください。
4	住民票、住居表示変更証明、法人登記事項証明書、戸籍の附表等	1	土地の登記事項証明書の住所・氏名と届出書との住所・氏名が異なる場合 原本(発行より3ヶ月以内のもの)
5	委任状	1	申請が代理人の場合に提出が必要です。 証明を受けようとする方が、自署または記名押印したものをご用意ください。

### (申請理由が死亡の場合)

6 ①	法定相続情報証明	1	登記名義人が死亡している場合 ①がある場合は、①と③をご提出ください。 ①がない場合は、②と③をご提出ください。 遺産分割協議書がない場合は、法定相続人全員の自署または記名押印による申請が必要となります。 ※①(法務局発行)、②(本籍地の自治体発行)
6 ②	・相続関係図 ・被相続人の戸籍謄本(出生から死亡まで) ・相続人全員の戸籍謄本	各1	
6 ③	遺産分割協議書	1	

### (申請理由が故障の場合)

7	生産緑地法第10条に係る故障の認定通知書(都市計画課で発行)	1	農業に従事することが不可能となる病気・故障・入院や著しい高齢・養護老人ホーム等への入所により耕作できない場合は、都市計画課にご相談ください。
---	--------------------------------	---	--

※その他審査に必要と判断された場合には、追加で上記以外の書類を提出いただくことがあります。

#### (注意事項)

- 毎月25日までに提出された申請書について、現地調査の後、翌月の総会で審議・承認を経て証明書を発行いたします。証明書発行までに1か月程度かかります。
- 原本還付を希望する方は、原本と写しの両方を持参してください。